

長崎県産業廃棄物税のあらまし



長崎県では、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を図り、循環型社会を形成するため、産業廃棄物税を平成17年4月1日から導入します。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



長崎県

「ゴミゼロながさき」の実現のために

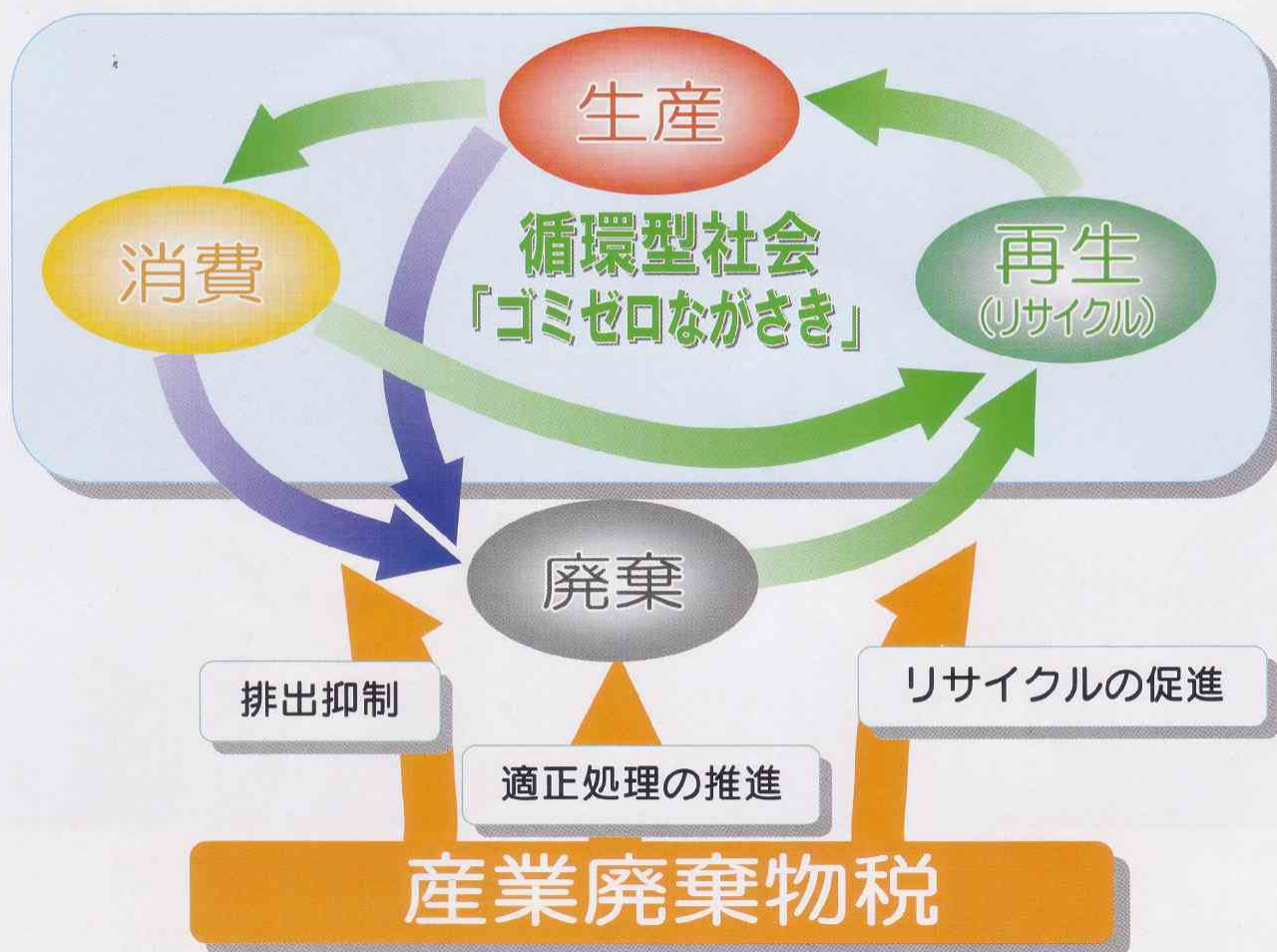
県内の産業廃棄物の排出量は平成10年度には589万トンで、平成5年度に比べて1.4倍に増加しています。

廃棄するものを最小限にとどめ、環境への影響をできる限り減らしていく循環型社会の長崎県「ゴミゼロながさき」を実現するためには、産業廃棄物をできるだけ少なくして、もっともっとリサイクルを進める必要があります。

このため、県は、平成17年度の産業廃棄物の排出量を平成10年度に比べて3%の増加に抑えるとともに、リサイクルに回すことで、最終処分量(県外処分量を含む)を57%削減することを目標にしています。

全国的にみても規制中心の廃棄物対策に加え、産業廃棄物が埋め立てられるときなどに税をかけることによって、排出を抑えようとする取り組みが進んでいます。

また、産業廃棄物は県外で処分されるケースもあることから、税制の仕組みを近隣県でも同じにするなどの対応をしなければ、税の負担に格差を生じるなどの弊害が出てきます。そこで九州では、沖縄県以外の7つの県で、平成17年4月、税を同時に導入する予定になっています。



循環型社会とは、廃棄されるものを最小限に抑え、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

循環型社会の形成のためには、以下のような行動が必要です。

- ① 廃棄物の排出抑制
- ② 廃棄物の循環的な利用(再使用、リサイクル、熱回収)
- ③ 循環的な利用ができない廃棄物の適正処理

税制のイメージ

納める人

- 県内の焼却施設・最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者・中間処理業者
- 県内にある自己所有の焼却施設・最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者

納める額

- 焼却処理
焼却施設への搬入1トンあたり 800円
- 最終処分
最終処分場への搬入1トンあたり 1,000円

申告と納税

- 排出事業者・中間処理業者(焼却処理業者も含む)
焼却処理業者又は最終処分業者に申し、処理料金とあわせて税を支払う
- 焼却処理業者・最終処分業者
税をとりまとめ、長崎県に対し申告納入する
- 自社で焼却処理・最終処分を行う排出事業者
税を長崎県に対し申告納付する

特例

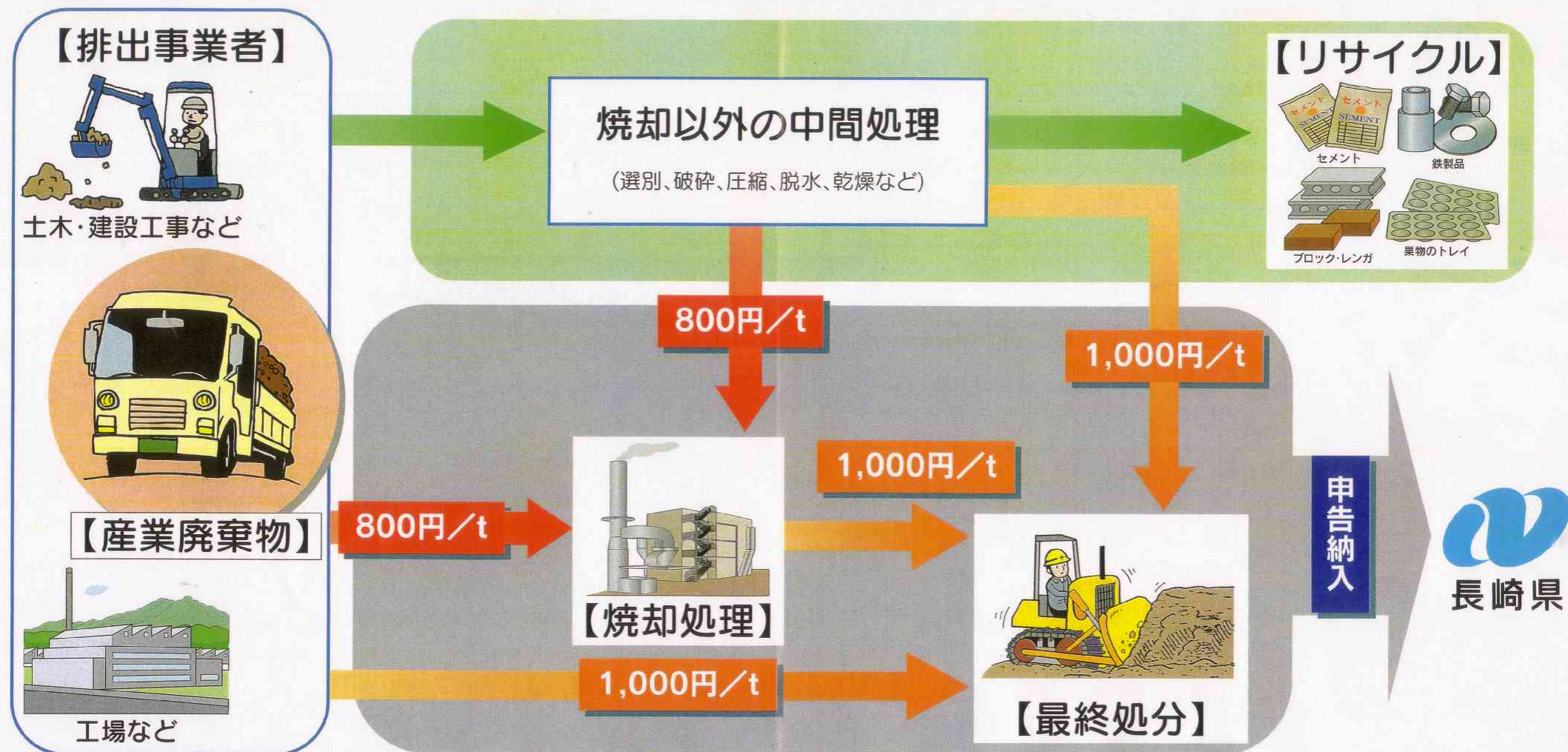
- 次のような場合は課税されません。
- ① 焼却灰を使った製品製造を目的とした焼却処理
 - ② 法律で義務付けられた焼却処理(BSE関係など)
 - ③ 災害復旧事業に伴う焼却処理・最終処分

税収の使途

産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進、その他適正処理の推進に関する施策

施行日

平成17年4月1日



■ 産業廃棄物とは何ですか。

工場や土木、建設工事などの事業活動によって出る廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められている燃えがら、汚泥、廃プラスチック類などの廃棄物のことです。

なお、家庭から出る一般廃棄物は、産業廃棄物税の対象ではありません。

■ いつから課税されるのですか。

平成17年4月1日以降の焼却施設・最終処分場へ産業廃棄物を搬入する場合に課税されます。

■ 税率はどれくらいですか。

焼却施設への搬入1トンあたり800円、最終処分場への搬入1トンあたり1,000円です。

なお、1トン未満の部分にも課税されます。

■ 税率の根拠は何ですか。

最終処分1トンあたり1,000円という税率は、産業廃棄物の移動に影響を与えない税率として、先行各府県で採用されているものです。

また、焼却処理1トンあたり800円という税率は、焼却処理後の残さが焼却前に比べると約2割以下であるという調査結果に基づき、産業廃棄物1トンあたりの税率が1,000円を超えないよう、税率を調整したものです。

■ 焼却処理にも課税するのはなぜですか。

多くの県では最終処分(埋立)のみに課税していますが、本県では最終処分のほかに焼却処理にも課税します。

焼却処理は、ほかの中間処理(破碎・乾燥など)に比べ、ダイオキシン類の発生や地球温暖化など、環境への影響が大きいとされているからです。

■ どのようにして納めるのですか。

排出事業者(中間処理業者を含む)が納税義務者です。排出事業者は焼却処理業者及び最終処分業者に対し、処理料金と併せて税を支払います。

■ 焼却以外の中間処理を経て、その後焼却処理・最終処分する場合は、中間処理業者が税を支払いますが、元の排出事業者の税負担は生じないのですか。

この場合は排出事業者が税を直接負担することはありませんが、最初の中間処理(焼却処理以外)の処理料金に、その後の焼却処理・最終処分の際にかかる税相当額をあらかじめ上乗せすることにより、元の排出事業者が実質的に税相当額を負担することになります。

■ 焼却処理量や最終処分量はどのようにして確認するのですか。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、排出事業者・中間処理業者は産業廃棄物の処分を委託する場合、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を処理業者に交付する義務がありますので、それにより確認することができます。

また、焼却処理業者及び最終処分業者は帳簿を作成し、保存する義務があります。

■ 産業廃棄物の重量がわからない場合はどうするのですか。

重量の計測が困難な場合には、産業廃棄物の容量に県の規則で定める換算係数を掛けて重量に換算します。

■ 税収はどれくらいで、何に使われるのですか。

税収は年間約2億円の見込みで、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進、適正処理の推進など、循環型社会形成のための施策に限定して使われます。

なお、産業廃棄物の排出が抑制され、リサイクルが進めば、税収は減ってきます。このため、施行後5年を目途として、税制を見直すこととしています。

税制に関するお問い合わせ

県の税務課

電 話:095-824-3620

F A X:095-827-1747

U R L :<http://www.pref.nagasaki.jp/zei-navi/>



産業廃棄物に関するお問い合わせ

県の廃棄物・リサイクル対策課

電 話:095-821-4499

F A X:095-824-4781

U R L :<http://www.pref.nagasaki.jp/gomi4r/>

